

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 2 6 日

指定通所リハビリテーション事業所 管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長  
西川 篤史

## 令和 7 年度の事業所規模による区分の取扱いについて（通知）

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分の取扱いについては、平成 12 年厚生省告示第 19 号及び平成 27 年厚生労働省告示第 96 号に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）においてその具体的な取扱いについて示されているところです。

令和 7 年度も引き続き事業を実施する事業所は、下記により、事業所規模区分が変更になるか御確認いただき、変更になる事業所におかれましては、必要書類を御提出ください。

なお、提出に際しては、別紙 1「平均利用延人員数を計算するにあたっての注意事項」及び別紙 2「令和 7 年 4 月 1 日からの事業所規模区分と対応表」も併せて御確認ください。

### 記

#### 1 事業所規模区分の確認【全事業所対象】

令和 7 年度の事業所規模については、令和 6 年度実績に基づき決定されるため、別紙 1「平均利用延人員数を計算するにあたっての注意事項」をよく御理解いただいた上で、別添参考様式「令和 7 年度における通所リハビリテーション費の算定区分の確認について」により平均利用延人員数を計算し、いずれの規模区分に該当するか必ず確認してください。

※ 提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分を算定する。ただし、サービス提供時間が短時間（通所リハビリテーションであれば 1 時間未満）の場合は、サービスの最短時間の報酬区分（通所リハビリテーションであれば 1 時間以上 2 時間未満の報酬区分）で算定する。

#### 2 規模区分変更に係る必要書類の提出【変更のある事業所のみ（通常→大規模、大規模→通常）】

##### 「1 事業所規模区分の確認」の計算の結果

- ・規模区分に変更がない事業所は提出不要です。
- ・詳細は別紙 2「令和 7 年 4 月 1 日からの事業所規模区分と対応表」を参照ください。

#### （1）提出書類

ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・介護予防サービス）
- ウ 事業所規模算出の計算根拠書類（当該通知に添付した参考様式等）

（２）提出期限

令和 7 年 3 月 1 5 日（土曜日）必着

3 令和 6 年 6 月 1 日からの報酬区分について **【大規模事業所のみ対象】**

- ・令和 6 年 6 月 1 日から、大規模型事業所のうち、前月の実績が以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価が行われ、通常規模型通所リハビリテーション費の算定が可能となります。
  - a 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が 80%以上であること。
  - b 専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数を 10 で除した数以上確保されていること。
- ・令和 7 年 4 月から新しく上記の要件を満たす事業所、または満たさなくなる事業所については、以下の書類を提出して下さい。
  - ・詳細は別紙 2 「令和 7 年 4 月 1 日からの事業所規模区分と対応表」を御参照ください。

（１）提出書類

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・介護予防サービス）
  - ※「施設等の区分」で「大規模の事業所(特例)」を選択してください。

（２）提出期日

令和 7 年 3 月 1 5 日（土曜日）必着

4 その他

（１）提出方法

- ア 電子データの場合

以下 URL 又は二次元コードよりご提出ください。

※ペーパーレス推進の観点から、積極的にご活用いただけると幸いです。



<https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/ef000006b275386cbd1507e31c6bfe2078ceebf8b017c1091673f57cff507a62>

- イ 郵送の場合

以下宛先へ郵送して下さい。

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室  
〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 18 階

(2) 提出書類の掲載ホームページ

提出に必要な書類については、東京都のホームページ（東京都介護サービス情報）よりダウンロードすることができます。

【病院又は診療所における通所リハビリテーション】

・事業所規模による区分について

東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（病院、診療所のみ）

([https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuuriha](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha).)



(担当)

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

電話：03-5320-4274（直通）